

令和6年度農業機械の広域利用体制の
構築による新規参入モデル実証業務

企画提案実施要領

令和6年4月
岩手県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度農業機械の広域利用体制の構築による新規参入モデル実証業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量

「令和6年度農業機械の広域利用体制の構築による新規参入モデル実証業務」一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 予算額

555,500円以内（税込）/1受託候補者あたり

※当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

3 参加者の資格に関する事項

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記4の(4)に定める書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 県内に事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去3年間において、対象品目（たまねぎ又は加工用ばれいしょ）を生産及び販売している実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始

の申立てをなされていない者であること。

- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会すること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県農林水産部農産園芸課（岩手県庁5階）
電話：019-629-5707 FAX：019-651-7172
電子メールアドレス：AF0008@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

- 資料1 企画提案実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案書作成要領
- 資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年4月19日（金）17:00まで
- イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより担当課宛提出する。
- ウ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめてホームページに掲載する。
- エ 回答期日 隨時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和6年4月22日（月）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(ア) 【様式1-2】企画提案参加資格確認申請書

(イ) 【様式1-3】会社等概要及び過去3年間の生産販売等実績

※ 既存の資料（パンフレット等）に様式1-3に記載されている項目が網羅されている場合は代替可

(ウ) 【様式1-4】受付票

イ 提出期限

令和6年4月17日（水）17:00〔必着〕

ウ 提出先

岩手県農林水産部農産園芸課（連絡先は「4(1)担当課」を参照）

エ 提出方法

(ア) 持参又は送付により提出すること。

(イ) 持参の場合は、イの提出期限までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(ウ) 郵送及び電子メールの場合は、イの提出期限までに必着とし、いずれの場合も到着確認を行うこと。なお、電子メールの場合は、件名に「参加資格確認申請書の提出について」と記載すること。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年4月18日（木）までに電子メール等により通知する。

カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年4月19日（金）17:00〔必着〕

イ 提出先 岩手県農林水産部農産園芸課（住所等は「4(1)担当課」を参照）

ウ 提出方法 持参または送付による。

エ 回答 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和6年4月22日（月）までに、説明を求めた者に対し電子メール等でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 企画提案書 4部（正本1部・副本3部）

ウ 提出期限 令和6年4月25日（木）17:00〔必着〕

エ 提出先 岩手県農林水産部農産園芸課（住所等は「4(1)担当課」を参照）

オ 提出方法

（ア）持参又は送付により提出すること。

（イ）持参の場合は、ウの提出期限までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

（ウ）送付の場合は、配達の記録が残る方法にて、ウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

（ア）参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

（イ）一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

（ウ）その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

「(4)参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(9) プロポーザル参加の辞退

ア 上記「(7)企画提案書等の提出」により企画提案書等の提出を行った者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、「【様式1-5】プロポーザル参加辞退届」を、担当課まで持参又は送付により提出しなければならない。

イ プロポーザル参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、企画提案書等の内容が、「2 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、受託候補者2者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に文書等で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

ウ 受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置づけ

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、契約結果について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況

が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限 | 4月19日（金） |
| (2) 質問事項に関する県の最終回答期限 | 4月22日（月） |
| (3) 「企画提案参加資格確認申請書」提出期限 | 4月17日（水） |
| (4) 参加資格に関する県の回答期限 | 4月18日（木） |
| (5) 「企画提案書」提出期限 | 4月25日（木） |
| (6) 契約締結 | 5月上旬（予定） |